

霧島市都市計画税条例の一部改正について

霧島市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

令和2年6月8日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例

(霧島市都市計画税条例の一部改正)

第1条 霧島市都市計画税条例(平成17年霧島市条例第72号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び建築物形態規制地域(都市計画区域内の用途地域の指定のない区域における容積率等の指定(平成16年鹿児島県告示第951号)の表2の項及び3の項で定める区域をいう。)」を削る。

附則第14項中「若しくは第47項」を「、第47項若しくは第48項」に、「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 霧島市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第14項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中霧島市都市計画税条例附則第14項の改正規定(「若しくは第47項」を「、第47項若しくは第48項」に改める部分に限る。) 都市再生特別措置法等の一部を改

正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日

(2) 第2条の規定 令和3年1月1日

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の霧島市都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和2年度以降の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第2条第1項の規定は、令和3年度以降の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）により、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、固定資産税等に係る特例措置等が講じられたこと、及び本市における建築物形態規制地域が廃止されたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。